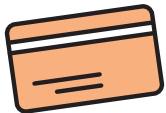


個人向けJAネットバンク

預入
専用

定期貯金



振込・払込

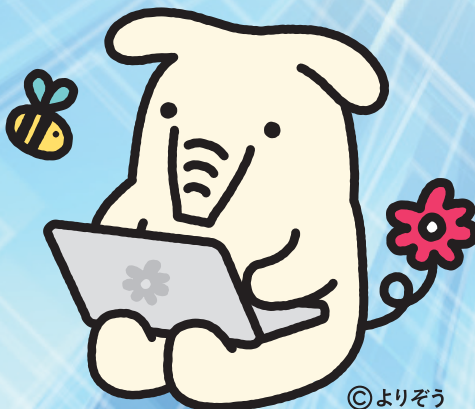
JA ネットバンク



カード
ローン



定期貯金



©よりぞう



ローン
繰上返済



マネーフォワード
for JAバンク
(家計簿アプリ)

土・日・祝もお預け入れいただけます!



期間中、JAネットバンクで新規定期貯金10万円以上
お預け入れの個人の方に、特別金利でお預かりいたします。

期間 1年

年0.35%

(税引後 年0.278%)

※くわしくは裏面をご覧ください。

取扱期間 2026年4月1日(水)～2027年3月31日(水)

- 「投信残高照会」「ローン繰上返済」「カードローン」は、JAによってお取り扱いできない場合や、一部機能に制限を設けている場合、対象商品・案件が異なる場合があります。
- 「マネーフォワード for JAバンク(家計簿アプリ)」は、株式会社マネーフォワードが運営しています。JAバンクの運営ではありません。お問い合わせは、株式会社マネーフォワードまでご連絡ください。
- 不正送金等詐欺犯罪を防止するため、資金移動取引を保留し、JA窓口でのお手続きをお願いする場合があります。



JAグリーン近江キャラクター

くわしくは、お近くのJA窓口にお気軽にお問い合わせください。

地域に応援!



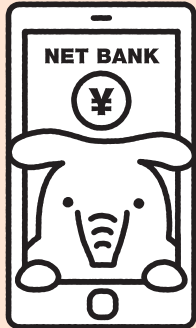
JAバンク JAグリーン近江

ホームページ <https://www.jagreenohmi.jas.or.jp/>

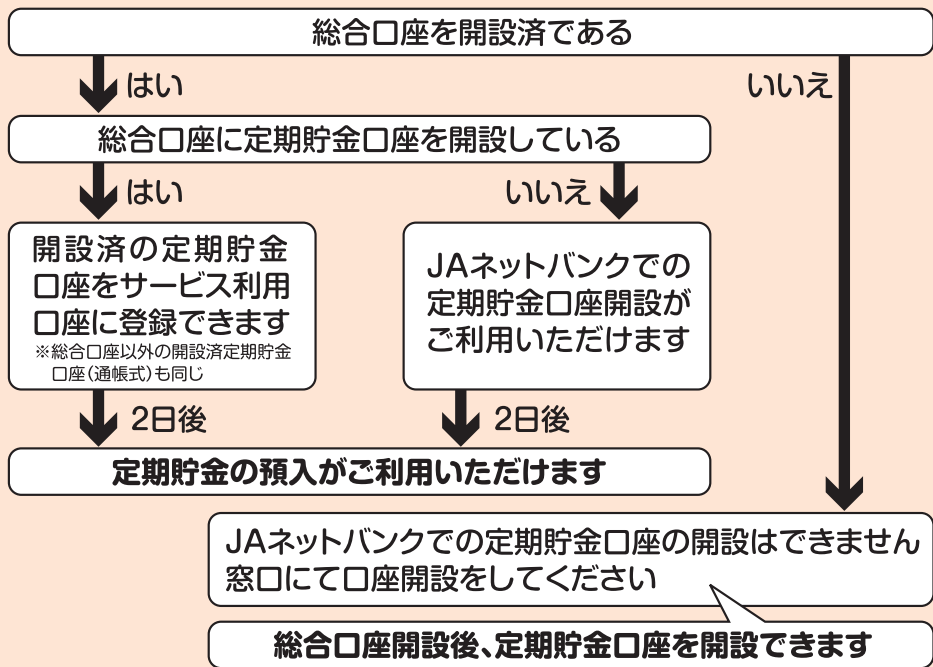
アクセスは
こちらから



定期貯金口座 開設について



©よりそう



商品概要／スーパー定期貯金(単利型)

商品名	スーパー定期貯金(単利型) [愛称]個人向けJAネットバンク預入専用定期貯金
ご利用いただける方	定期貯金を10万円以上JAネットバンクにてお預け入れいただける個人の方
期間	◎定型方式 ◎1年 ◎自動継続(元金継続または元利金継続)のみのお取扱いとなります。
預入方法	① 預入方法 一括預入
	② 預入金額 10万円以上1,000万円以内
	③ 預入単位 1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
利息	① 適用金利 ◎預入時の右記の約定利率を初回満期日まで適用します。/年0.35%(税引後 年0.278%) ◎自動継続後は、自動継続時のスーパー定期貯金(単利型)の約定利率を当該満期日まで適用します。
	② 利払頻度 満期日以後に一括して支払います。
	③ 計算方法 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
	④ 税金 20.315%(国税15.315%、地方税5%) [*] の分離課税となります。 [*] 2037年12月31日までの適用となります。
	⑤ 金利情報の入手方法 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
お取扱期間	2026年4月1日(水)～2027年3月31日(水)
制約条件	通帳式定期貯金(総合口座を含む)のみの取扱いとなります。
手数料	なし
付加できる特約事項	◎総合口座の担保に組入れてきます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せた利率) ◎通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になります。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満 解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満 約定利率×30% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度(公的制度)	保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融事業部(電話:0748-25-1922)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融事業部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 滋賀弁護士会(電話:077-522-3238) 京都弁護士会(電話:075-231-2378) なお、上記弁護士会へ直接お申し立ていただくことも可能です。ただし、滋賀弁護士会へ直接お申し立てをされる場合には、事前に弁護士による法律相談(有料)を受け、紹介状を作成していただく必要があります。(弁護士を代理人としてお申し立てされる場合には不要です。)
その他参考となる事項	◎満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ◎金利情勢の変化等により、取扱期間中であっても適用金利の変更、またはお取扱いを中止する場合がございます。 ◎その他詳細につきましては、「自動継続スーパー定期貯金規定(単利型)」に準じます。

※店頭にて説明書をご用意しております。

(2026年4月1日現在)

地域に応援!